

## 9 管内市町との連携による消毒ポイント候補地現地調査

### の取り組み

川越家畜保健衛生所

○宇賀神ひかる・関根貴司

#### I はじめに

埼玉県内で特定家畜伝染病が発生した場合、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程（以下、県本部設置規程）に基づき、知事を本部長とする埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部（以下、緊急対策本部）が設置され、総合的な緊急対策が実施される。また、緊急対策本部の設置に合わせ、現地の防疫対策等を実施するため、県本部設置規程に基づき、緊急対策本部の下に埼玉県特定家畜伝染病現地対策本部（以下、現地対策本部）が設置される。現地対策本部には発生農場班、移動規制班、病性鑑定班等が設置され、各班が分担して発生農場及び発生農場周辺における防疫措置を進める。現地対策本部のうち、移動規制班は消毒ポイントの設置、及び発生農場における防疫措置を円滑に進めるための通行制限を担当する。

令和元年、埼玉県内における 5 例の豚熱発生に伴い、移動規制班は合計 12 か所の消毒ポイントを設置し、令和 2 年 3 月末までの 199 日間に延べ 4084 台の車両消毒を実施した。消毒ポイントの設置場所は、平時に市町村との事前調整により選定した候補地を基本とする。一方、令和元年の消毒ポイント設置時には、観光地の直売所を併設する候補地で設置を断られた事例や、大型トラックの進入が困難であるために設置場所を移動した事例など、消毒ポイントとして適さない候補地があることが課題として挙げられた。また、特定家畜伝染病発生時に迅速に消毒ポイントを稼働するためには、平時から水源や電源の位置等、施設の詳細な情報を把握し、設置箇所や車両動線を想定しておく必要がある。さらに、令和 2 年 2 月に実施した、消毒ポイントの設置の在り方などに関するグループ討論形式の管内防疫演習において、候補地の消毒ポイントとしての利用適否について実際に確認して欲しいという声が市町の担当者から挙げられていた。以上のことから、今年度、市町と連携して消毒ポイント候補地の現地調査を行い、情報の整理および更新を実施したので報告する。

#### II 消毒ポイントの概要

消毒ポイントは、豚熱等の特定家畜伝染病の発生時、発生農場周辺や制限区域外への感染拡大を防止するために畜産関係車両等を消毒するための場所であり、農林水産大臣が作成する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県が設置する。埼玉県では便宜上、消毒ポイントを緊急消毒ポイントと通常消毒ポイントの 2 種類に区分してい

る。前者は発生農場周辺（農場から 1km 付近）に設置し、発生農場における防疫措置が完了するまで 24 時間体制で稼働する。後者は移動制限区域及び搬出制限区域の境界付近に設置し、各制限区域の制限解除までの期間、午前 9 時から午後 5 時までを基本として稼働する。

### III 調査方法

当家保では、毎年、年度当初に管内 21 市町へ消毒ポイント候補地を照会している。その際、候補地の選定条件として、①1 日 24 時間稼働の緊急消毒ポイントの場合、1 週間程度使用可能、②1 日 8 時間稼働の消毒ポイントの場合、1 か月程度使用可能、③大型車両（4t 以上）がアクセス可能、④電気及び水道を使用可能、⑤施設の鍵を借用可能という 5 点を提示している。この照会で回答のあった、畜産農家が所在する 19 市町の候補地計 37 施設を今回の調査対象とした。各施設との日程調整及び調査時の立会いを市町に依頼し、現地を訪問した。

現地確認の際には、施設管理者に対する消毒ポイントの概要説明、施設運営状況等の確認、写真撮影等を実施した。調査は、①施設情報、②施設管理者、③施設運営状況、④出入口の数、⑤大型トラックの進入可否、⑥周辺環境、⑦水源、⑧電源、⑨消毒資材の保管場所、⑩消毒エリアとして利用できる面積、⑪消毒エリア付近の照明設備、⑫車両動線の 12 項目を確認した。（表 1）

表 1 調査項目

調査項目	
1	施設情報 (名称、住所、連絡先)
2	施設管理者 (名称、連絡先)
3	施設運営状況 (開館日時・職員在勤時間)
4	出入口の数
5	大型トラックの進入可否
6	周辺環境 (道路幅、学校の有無等)
7	水源 (位置・数・蛇口の形状)
8	電源 (位置・数・コンセントの形状)
9	消毒資材保管場所
10	消毒エリア面積(m×m)
11	消毒エリア付近照明設備
12	車両動線

### IV 調査結果

各候補地施設の内訳は、公民館が 9 施設、コミュニティーセンターが 5 施設、公園

が 8 施設、役場と農業関連施設が各 4 施設、スポーツ施設が 3 施設、JA が 2 施設であった。その他、道の駅臨時駐車場や博物館も候補に挙げられた。(図 1)

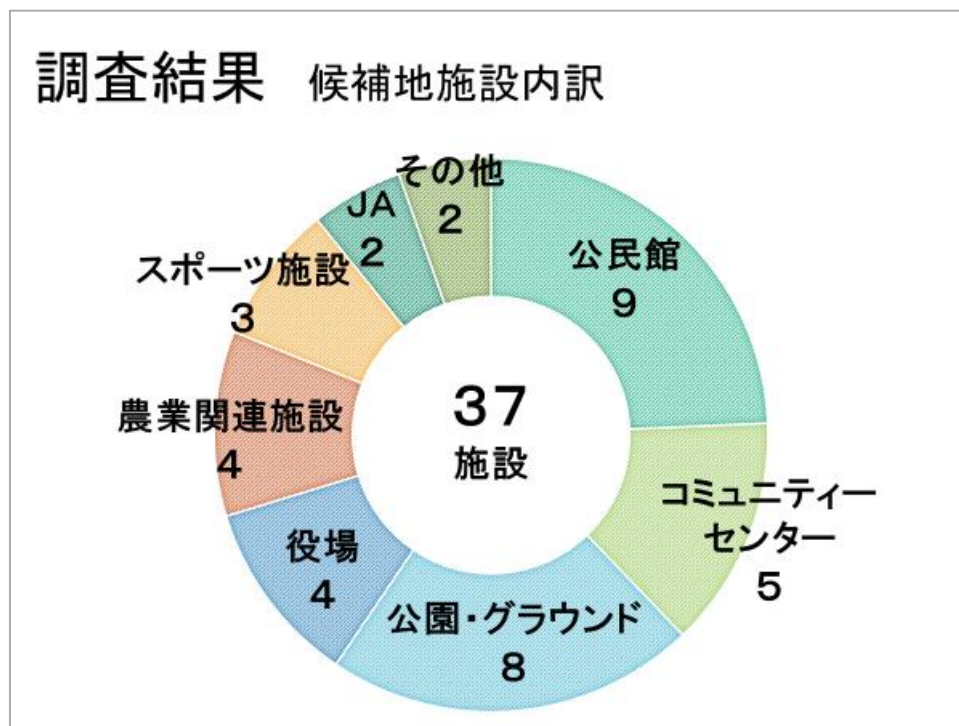


図 1 候補地施設内訳

全ての施設で水源及び電源が確保されており、8 施設で消毒資材保管場所が整備されていた。車両消毒エリア面積は、大型トラックの方向転換が可能な 20m×10m以上の敷地がある場合に確保されているとし、満たない場合でも出入口が 2 か所あるなど車両動線が確保できる場合は十分と判断した。その結果、全ての施設において車両消毒エリアは十分な面積が確保されていた。大型トラックの進入については、候補地に至る道路幅が狭いことや、候補地のすぐ近くに小学校が存在するなどの理由により、7 施設で進入困難であると判断した。(表 2)

表 2 候補地における消毒ポイントとしての整備状況

調査項目		確保施設数
水源		37
電源		37
消毒資材保管場所		8
車両消毒エリア 面積	20m × 10m以上	32
	20m × 10m未満 (車両動線は確保可能)	5
大型トラックの進入		30

※調査施設数:37

施設管理者の内訳は、市町農政主務課が 5 施設（14%）及び市町農政主務課以外が 27 施設（73%）と市町が全体で 32 施設（87%）を占めていた。その他、公益財団法人が 3 施設（8%）、JA が 2 施設（5%）を管理していた。（図 2）

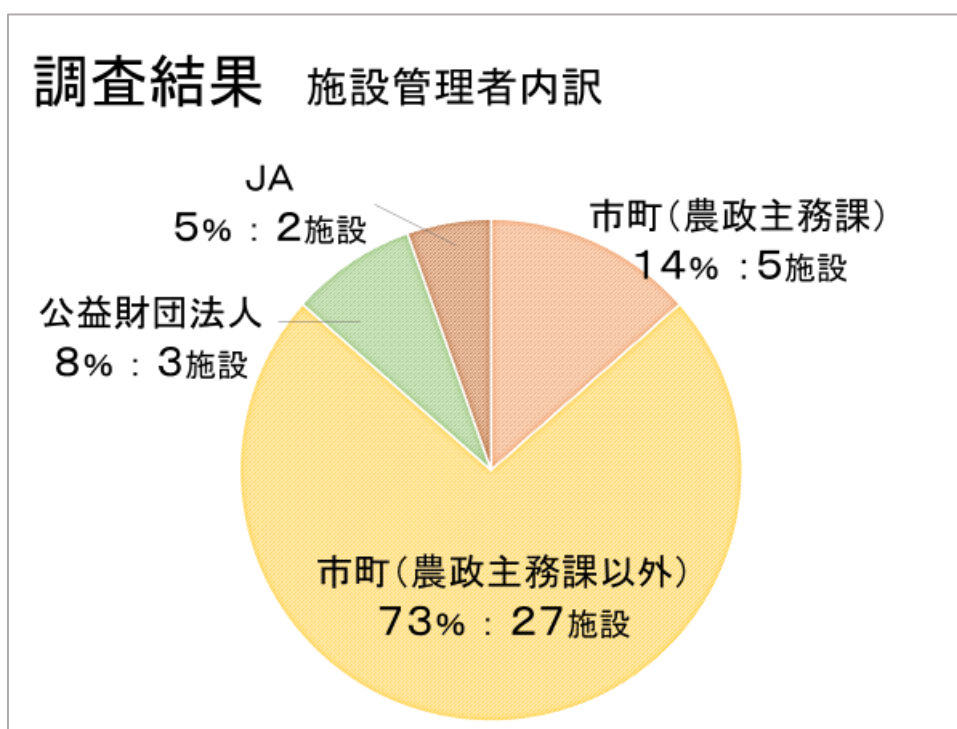


図 2 施設管理者内訳

調査した内容は、市町ごとに Excel ファイルを作成し、一覧表にまとめた。（表 3）

表 3 調査項目一覧表

【別記様式】

### 〇〇市消毒ポイント候補地一覧

No.	施設名称	連絡先		施設の概要										備考	
		名称	電話	住所	付近の幹線道路	電話	FAX	管理者	職員在勤日・時間	開館日・時間	消毒エリア占有可能面積(m×m)	消毒エリア付近の照明設備	出入口の数		大型車進入・消毒作業の可否
2	〇〇センター	△△課	〇〇-〇〇 〇〇-〇〇 〇〇	〇〇市〇 X-●	県道△号	〇〇-〇〇 〇〇-〇〇 〇〇	〇〇-〇〇 〇〇-〇〇 〇〇	X〇課	月曜から土曜 8時30分から17時15分	月曜から土曜 9時00分から16時30分	15m×20m	無	2	○	直線距離30mに養豚農家1戸あり。

また、Google map の航空写真を利用して、水源、電源、消毒資材保管場所をマークで表示し、撮影した写真と組み合わせて各施設の詳細が分かるように示した。さらに、航空写真上に消毒エリア、出入口の位置を加えて車両動線をシュミレーションし、地図を作成した。(図 3～6)

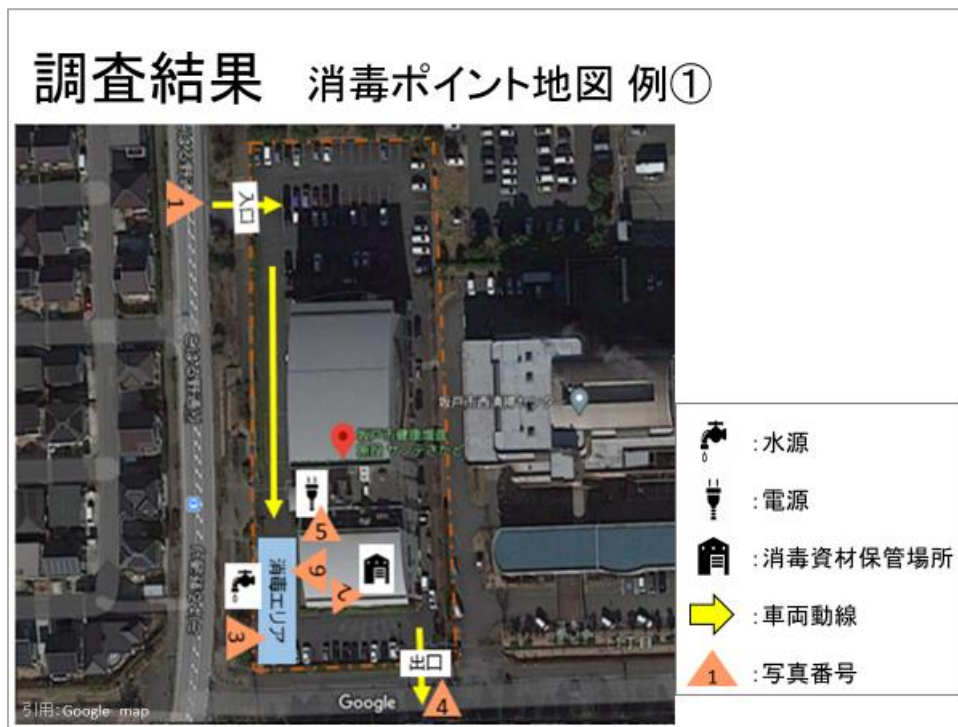


図 3 消毒ポイント地図 例①



図 4 消毒ポイント現地詳細写真 例①



図 5 消毒ポイント地図 例②



図 6 消毒ポイント現地詳細写真 例②

調査結果をもとに、消毒ポイントとしての利用の適否を判断した。今回の調査では、昨年度の消毒ポイント運営時に課題となった①大型トラックの進入が可能であるということと、事前調査の際に提示した②緊急消毒ポイントは防疫措置完了まで、通常消毒ポイントは移動制限または搬出制限が解除されるまでの期間、施設を利用可能であるという 2 点を判断基準とした。その結果、消毒ポイントとして適した候補地は 27 施設、適さない候補地は 10 施設となった。不適となった理由は、大型トラックの進入不可が 7 施設、観光施設であったり、施設管理者の理解を得るのが難しいために一定期間の利用が不可能であるというのが 3 施設となった。

## V 調査の成果と課題

現地を実際に訪問して確認することで、地図では把握できない詳細な周辺環境が確認できた。各施設の情報を図面化し、車両動線をシュミレーションすることができた。さらに、市町と連携して調査を実施したことで、市町担当者の消毒ポイントに対する理解が深まり、危機管理意識を高めることができた。積極的な市町では新たな候補地の提案も得られた。これらによって、特定家畜伝染病発生時に消毒ポイントを速やかに設置するための準備ができた。

一方、市町は限られた施設の中から様々な条件を踏まえて候補地をリストアップしているが、本調査で 2 市町において適した候補地が 1 か所もないという結果となった。この 2 市町では、大型トラックの進入が困難な施設について、飼料運搬車や集乳車などを制限したうえでの利用を検討したり、市町に新たな候補地選定を依頼することが

必要となった。

## VI 今後の対応

### (1) 新たに確認すべき事項

現在の候補地を消毒ポイントとして利用するにあたり、以下の点について新たに確認する。

- ①各候補地における延長コードや照明などの必要資材の確認を行う。
- ②未舗装の候補地について、排水状況の確認やぬかるみ対策を検討する。
- ③施設管理者が市町農政主務課ではない施設について、市町畜産担当者と各施設管理者との連絡体制を確認する。

### (2) 候補地の選定にあたり留意すべき事項

追加の候補地選定を市町に依頼するにあたり、以下の点を考慮する。

- ①食肉処理場等の畜産関係施設周辺及び県境などの車両消毒の需要が高いと予想される場所
- ②幹線道路と候補地間の道路網の状況
- ③畜産農家と候補地との位置関係

また、移動制限や搬出制限の境界にかかる可能性を踏まえ、畜産農家がない市町についても候補地選定の協力を依頼する。

特定家畜伝染病発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、今後も感染拡大防止の観点から防疫体制の強化に努めていきたい。